

## 海外へのインフラ技術移転の留意事項集

記号	対応 エピソード 番号	留意事項
<b>事前調査</b>		
<b>行政面</b>		
A	12 23	現地の行政組織等の実態を鑑みて、技術移転事業を遂行しやすく、また技術移転終了後に相手国が事業継続しやすい体制を整える必要がある。
B	12 41	行政組織間の役割分担が曖昧な場合がある事に注意する。
C	21 30	技術移転終了後に現地政府が技術を維持し事業を継続していくための現地予算が確保される仕組みがあるか、制度面の制約を含めて留意する。不十分である場合は、予算配分についての提言や、予算をかけない方法の検討を行う必要がある。
D	17 18	資源の利用に関する権利など、現地の不文律の存在に注意する。
<b>技術面</b>		
E	2 13 14 37 38	事業内容の検討や実施に必要な基礎データが無く、追加調査や管轄機関への依頼が必要となる可能性を念頭に置く。
F	42	施設の設計に入る前に相手国の施工能力を把握し、それに合わせた設計を行う必要がある。
G	23 30	事業実施後にモニタリングを行う仕組みが現地に元々無く、担当組織や技術面を含めてモニタリングの仕組みの構築までを行う必要が生じる可能性を念頭に置く。
H	15 16	環境影響評価を実施できる体制や、環境関連の法律が無い場合がある事に注意する。
<b>設計・施工</b>		
I	1 3 5	現地で使用できる物的リソースが日本と異なる事から、標準仕様や施工方法の変更、またそのための時間が必要となる可能性を念頭に置く。
J	1 4	物的リソースの現地における保有数に留意する。少ない場合は早期手配・確保の必要がある。
K	6 9	現地人スタッフのみでは事業のマネージメントが立ち行かず、日本人スタッフが工程管理・労務管理等を行う必要が生じる可能性を念頭に置く(特に初期段階において)。
L	8	現地の治安状況を考慮した安全確保対策をとる必要がある。
<b>基準・規格類の検討</b>		
M	20	現地政府の財政事情を鑑みて、移転する技術を現地予算で継続可能なものにアレンジする必要がある。
N	45	基準類・マニュアル等は、現地の言語で正確に理解できるものにする必要がある。
<b>移転した技術の普及・継承</b>		
O	7 10 11 19 40	人への技術の定着を意識し、現地の技術者や作業員等が継続的・反復的に技術移転事業に携わる仕組みや現地人同士で技術を伝達する仕組みを、初期から構築する必要がある。
P	26 27 28 46	技術移転終了後に技術継承を担う現地技術者が不足しないか注意し、必要に応じて将来の技術者や教育者を育成する活動を行う。
Q	36 44 45 46	技術移転対象者への教育方法および現地での普及方法は、対象者の能力や現地の実情に合わせて工夫する必要がある。
R	43	育成した現地人技術者の能力を維持するため、技術者の需要を継続的に確保する仕組みをつくる必要がある。

S	29	現地住民への広報・啓発は、現地住民の特性を考慮して効果的な方法を検討する必要がある。
T	22	移転した技術を継続的に利用していくことの利点を示して相手国の理解を深める必要がある。
U	35	現地人スタッフの経験を記録として残し、現地における知の蓄積とする工夫が必要。
技術移転事業全般にかかる事柄		
V	25 39	現地の行政機関同士(国と地方等)、また現地スタッフ同士の連携が確保されているか常に注意を払う必要がある。
W	32	現地政府等が活動に必要な予算を確保しているか留意し、場合によっては働きかけが必要。
X	31 33	現地政府等の主体性、オーナーシップ意識を引き出す工夫が必要。
Y	24	日本側が現地に不在の期間は連携が不十分になりやすい事に注意する。
Z	34	言語の違う相手方との意思疎通が正確に出来ているか、常に注意を払う必要がある。